

監査告示第 15 号

令和 4 年 10 月 5 日

鹿児島市監査委員	内 山	薫
同	小 迫	義 仁
同	志 摩	れい子
同	大 森	忍

令和 4 年度定期監査（第 1 回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	総務部	総務課	情報システム課	デジタル戦略推進課		
	税務部	市民税課	納税課	谷山税務課	伊敷税務課	吉野税務課
		吉田税務課	桜島税務課	喜入税務課	松元税務課	郡山税務課
企画財政局	財政部	財政課	コロナ対策総合調整室	契約課		
環境局	環境部	環境政策課	再生可能エネルギー推進課			
健康福祉局	福祉部	保護第一課	保護第二課	伊敷福祉課	吉野福祉課	
	谷山福祉部	福祉課	保護課	喜入保健福祉課		
産業局	産業振興部	産業創出課	産業支援課			
	農林水産部	生産流通課	農地整備課			

建設局 道路部 道路維持課 道路管理課 谷山建設課
教育委員会 教育部 学務課 学校教育課 学校 I C T 推進センター 青少年課
青年会館 鹿児島市立学校 I C T 推進センター
宮川野外活動センター 青少年育成センター

公平委員会事務局

(2) 対象範囲

原則として令和4年4月1日から令和4年6月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和3年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の運用状況について（各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和4年8月3日から同年10月5日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認められたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託に係る内部統制の運用状況は、適切であった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 総務部、税務部

総務部 指摘事項なし

税務部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第39条によると、現年度の調定に係る歳入金について当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったものがあるときは、翌年度の調定額に繰り越さなければならない、また、繰越しをした調定額で翌年度末までに収納済とならないものは、翌年度末において翌々年度の調定額に繰り越すものとされている。

しかしながら、担当課は、都市計画税等の滞納繰越分の調定事務において、令和2年度以前の未収分及び令和3年度の未収分について、令和4年2月末時点での見込額をもって一括して4月1日に調定を行っている。(納税課)

(2) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(3) 環境局 環境部

指摘事項なし

(4) 健康福祉局 福祉部、谷山福祉部

指摘事項なし

(5) 産業局 産業振興部、農林水産部

産業振興部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第32条第8項の規定により準用される同規則第26条第1項の規定によると、主管課長が現金領収帳を収入事務受託者に交付するときは現金領収帳受払整理簿によらなければならないとされている。また、交付された現金領収帳の表紙には科目名、収入事務受託者の住所及び氏名並びに主管課長の交付年月日を記載するとともに、使用印欄に収入事務受託者印及び取扱者の使用印を押印することとなっている。

しかしながら、現金領収帳受払整理簿に記載誤りがあり、また、交付した現金領収帳に科目名、収入事務受託者の住所及び氏名並びに主管課長の交付日の記載がなく、使用印欄に収入事務受託者印の押印がないものが2冊あった。(産業創出課)

- ・ 天まちサロン原状回復等業務委託において、契約書第3条に権利義務の譲渡等の禁止について「受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。」とあるが、受注者は、発注者(市)の書面による承諾を受けないまま、第三者に原状回復工事を行わせている。(産業支援課)

農林水産部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市農林水産業振興事業補助金等交付要綱第3条に「補助金等の交付を受けることができる者は、申請時において本市の市税に係る徴収金に滞納がないものとする。」とあるが、申請者から補助金の市税納付状況調査同意書を徴取しているものの、市税の納付状況の調査・確認を怠っていたものが1件あった。(生産流通課)

(6) 建設局 道路部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第57条第1項第1号によると、資金前渡の精算は、翌月の7日までに行わなければならないとなっているが、毎月資金の前渡を受けている駐車場使用料について、4月分から6月分までの精算が翌月の7日までになされていない。(道路維持課)
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用何簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが1件あった。(谷山建設課)

(7) 教育委員会 教育部

指摘事項なし

(8) 公平委員会事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの